

調達要求番号：2SB01C30003

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
令和4年度自衛隊福岡地方協力本部 で使用する都市ガス	福岡地本-Z132208	
	作 成	令和 4年 1月25日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
	作 成 者	准陸尉 小野 祐二

## 1 適用範囲

この仕様書は、令和4年度自衛隊福岡地方協力本部で使用する都市ガスについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

本仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

#### 1.2.1

##### 予定最大時間流量

1年を通じての1時間あたりの最大ガス使用量をいい、原則としてこれを超えないものとする。

#### 1.2.2

##### 予定都市ガス使用量

契約で定める1年間の予定月別都市ガス使用量の合計量をいう。

## 2 役務に関する要求

### 2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部庁舎の令和4年度都市ガス需給に対し供給を行う。

### 2.2 需給場所

福岡市博多区竹丘町1-12 (自衛隊福岡地方協力本部庁舎)

### 2.3 供給期間

自 令和4年4月 1日 午前 0時

至 令和5年3月31日 午後12時

### 2.4 業種及び用途

官公署 (国家事務)

## 3 仕様

### 3.1 規格等

a) 供給ガス規格：都市ガス13A

b) 供給熱量：45MJ/m<sup>3</sup> (ガス小売事業者が定める一般ガス供給約款等による。)

c) 供給圧力：低圧

### 3.2 予定都市ガス使用量

- a) 予定最大時間流量 20 m<sup>3</sup>/h (うち空調機用16 m<sup>3</sup>/h、うち一般用4 m<sup>3</sup>/h)  
(予定最大時間流量は、一般ガス事業者の基準に基づき算出したものである。)
- b) 予定都市ガス使用量 20,094 m<sup>3</sup> (うち空調機用19,974 m<sup>3</sup>、うち一般用120 m<sup>3</sup>)
- c) 予定月別都市ガス使用量については表1による。

表1-予定月別都市ガス使用量 (単位：m<sup>3</sup>)

使用月	予定使用量	空調機用 (低圧)	一般用 (低圧)
4月	116	103	13
5月	259	249	10
6月	1,929	1,923	6
7月	3,213	3,208	5
8月	3,020	3,015	5
9月	2,857	2,848	9
10月	1,608	1,600	8
11月	843	829	14
12月	1,573	1,561	12
1月	1,901	1,888	13
2月	1,732	1,721	11
3月	1,043	1,029	14
合計	20,094	19,974	120

- 1) 4月～12月迄は、令和3年度実績  
2) 1月～3月迄は、令和2年度実績

### 3.3 供給量の検針

- a) 自動検針装置 (現状) (無)
- b) ガスの検針方法 (現状) 目視検針  
一般ガス導管事業者が設置した計量器により検針。
- c) 毎月月末検針を基準とし、ガス小売業者が定める営業日に検針を行う事が出来る。ただし、契約供給終了月末日が供給者側の休日に当たる場合は、当該末日からその直前の営業日に繰り上げて検針しても良い。この場合、月末に検針したものとする。
- d) 計量器の構成 (現状) については表2による。

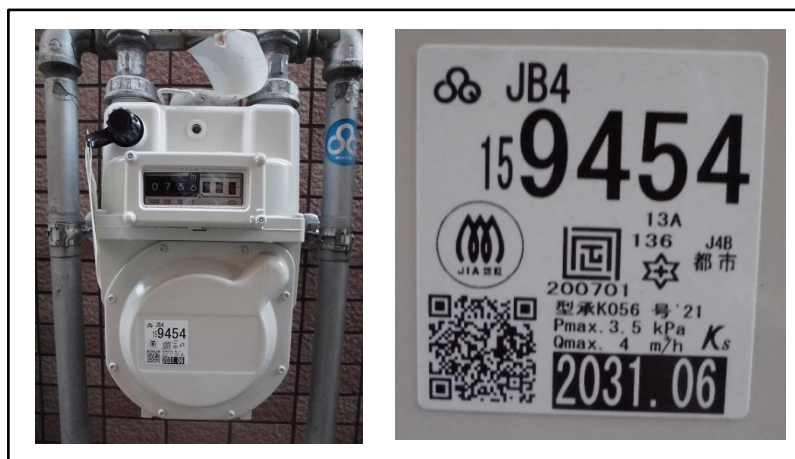
表 2-計量器の構成（現状）

品 名	型 式	数 量	備 考
N型ガスメーター	GC16	1 器	細部は、 図 1 による。
マイコンメーター	JB4	1 器	細部は、 図 2 による。

図 1-N型ガスメーター



図 2-マイコンメーター



e) **ガス供給設備の財産分界点**

需給場所構内におけるガスメーターを除く、全てのガス関連設備は自衛隊福岡地方協力本部の所有物である。

f) **料金制度**

基本料金とガス量料金に基づく二部料金制等、各社ごとに設定することができるものとする。

g) **ガス料金の算定**

- 1) 基準平均原料価格は、85,350円/トン（平成26年7月から9月期の貿易統計に基づく平均原料価格）を基準とする。なお、石油石炭税等租税課金はLNG1,860円/トン、LPG1,860円/トンとする。
- 2) ガス料金価格は、ガス小売事業者の一般ガス供給約款等に基づく原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。

#### **h) 算定期間**

ガス小売業者が定める約款の規定により，1箇月毎に算定を行うものとする。  
なお，詳細については協議の上，確認・決定するものとする。

#### **4 監督・検査**

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

#### **5 保安**

ガス小売業者はガス事業法に定めるところにより，ガス工作物の端末バルブより先に接続される消費ガス機器の調査，危険発生防止の周知に関する保安責任を負うものとする。

#### **6 その他**

突発的な不測事項等が発生した場合は，速やかに契約担当官等に申し出でて協議の上，解決するものとする。

#### **7 仕様書に関する疑義**

仕様書の内容について疑義を生じた場合は，全て契約担当官等に申し出でてその指示を受けるものとする。